

特別管理産業廃棄物処理計画書

2025年 6月 27日

明石市長 殿

提出者

住所 兵庫県明石市川崎町1番1号

氏名 カワサキモータース株式会社  
代表取締役社長執行役員 伊藤 浩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

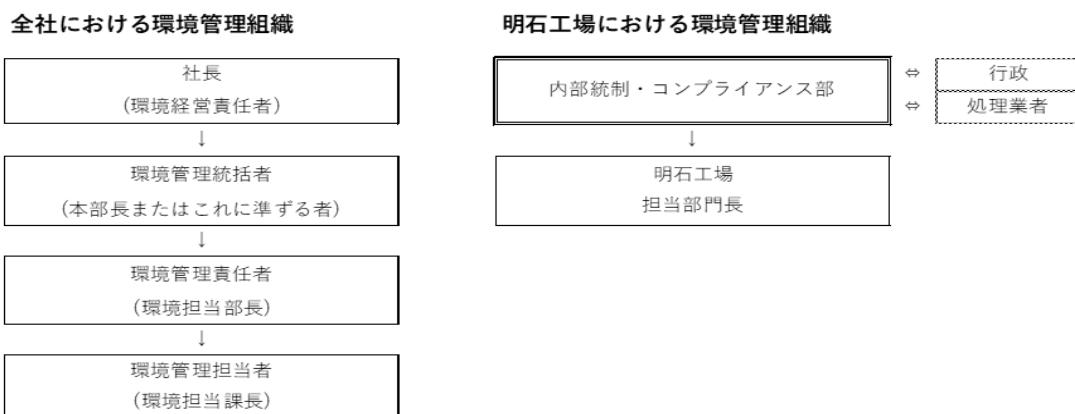
電話番号 078-921-1846

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	カワサキモータース株式会社
事業場の所在地	兵庫県明石市川崎町1番1号
計画期間	2025年4月1日から2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	2513 はん用内燃機関製造業 3111 自動車製造業(二輪自動車含む)
②事業の規模	製品出荷額 17,239,767万円 (2023年実績)
③従業員数	2,650人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<b>別紙1のとおり</b>

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

## (管理体制図)



## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
②計画	排出量	
	(これまでに実施した取組) ゼロエミッションへの積極的な取り組みを行っている。	

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生する産業廃棄物には各々廃棄場所を指定し、他の廃棄物と混合しないように保管している。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の分別を維持し、更なる再生利用に繋げていきたい。

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
②計画	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり
	全処理委託量	
②計画	優良認定処理業者への処理委託量	
	再生利用業者への処理委託量	
③計画	認定熱回収業者への処理委託量	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(これまでに実施した取組)		産廃処分業者と委託契約を締結する場合は、社内規程に基づき事前に現地視察を行い書類として記録、委託後も定期的に現地視察を行った。

②計画	<p><b>【目標】</b></p> <table border="1"> <tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td></tr> <tr><td>全処理委託量</td></tr> <tr><td>優良認定処理業者への 処理委託量</td></tr> <tr><td>再生利用業者への 処理委託量</td></tr> <tr><td>認定熱回収業者への 処理委託量</td></tr> <tr><td>認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量</td></tr> </table>	特別管理産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者への 処理委託量	再生利用業者への 処理委託量	認定熱回収業者への 処理委託量	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量
特別管理産業廃棄物の種類							
全処理委託量							
優良認定処理業者への 処理委託量							
再生利用業者への 処理委託量							
認定熱回収業者への 処理委託量							
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量							
<p><b>別紙2のとおり</b></p> <p>(今後実施する予定の取組) 引き続き定期的に現地視察を行い、適正処理に努める。</p>							
電子情報処理組織の使 用に関する事項	<p><b>【前年度（2024年度実績】</b></p> <table border="1"> <tr><td>特別管理産業廃棄物 排出量 (<sup>ホリ</sup>塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</td><td>512 t</td></tr> </table> <p>(今後実施する予定の取組) 既に加入し使用しているため、今後も継続して使用する。</p>	特別管理産業廃棄物 排出量 ( <sup>ホリ</sup> 塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	512 t				
特別管理産業廃棄物 排出量 ( <sup>ホリ</sup> 塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	512 t						
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

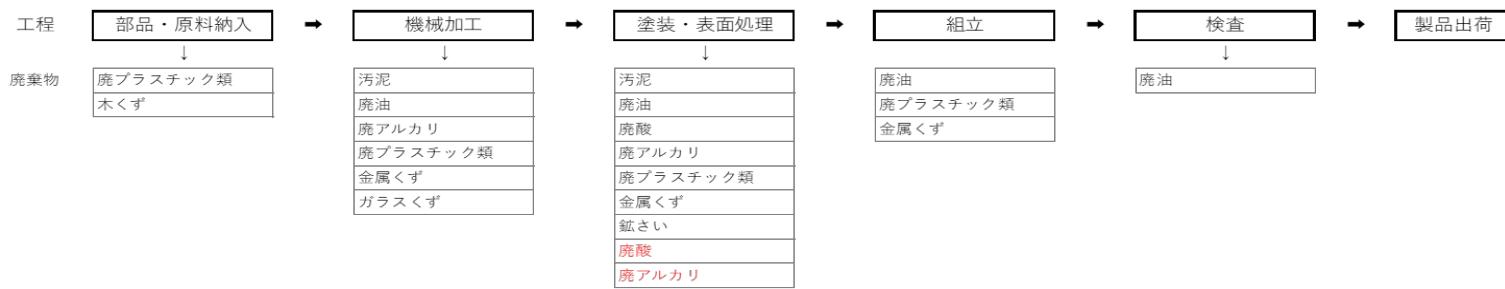
## 別紙1

### 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

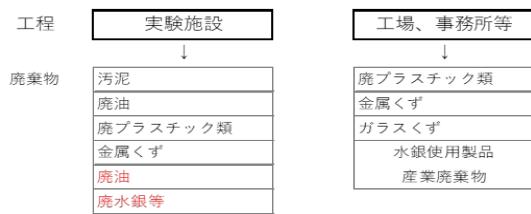
#### ④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

##### 【発生工程】

###### 二輪車・汎用エンジン製造工程



###### 製造外工程



##### 【処理フロー】



## 別紙2 特別管理産業廃棄物処理計画書

現状:前年度(2024年度)実績量

### 計画: 今年度(2025年度)計画量

単位:トン／年

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へ産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。